

阪基公示第1号

令和元年9月25日

仮屋磁気測定所の船体磁気測定装置に関する検査、点検整備に係る役務の契約
希望者募集要項（公募）

仮屋磁気測定所の船体磁気測定装置に関する検査、点検整備に係る役務の契約に
ついて公募を実施するので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊神奈川基地隊本部経理科長

記

1 調達品目等

令和元年度、2年度、3年度における仮屋磁気測定所の船体磁気測定装置に関する検査、点検整備に係る役務の契約

対象機器名等については、別紙第1のとおり。

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(7) 別紙第1に掲げる仮屋磁気測定所の船体磁気測定装置に関する検査・修理能力を有し、不具合発生時、迅速かつ、継続的に対応が可能であること。

ア 工程等各種管理

イ 取外し、復旧、調査、点検、修理、調整等（付帯工事を含む。）

(8) 当該機器等の検査・修理及び校正に必要な次の設備を有すること。

ア 計測器、試験装置及び専用治工具類を有し、検査等に十分な設備を有すること。

イ 取外し後、対象とする機器の整備に必要な作業用工場を有していること。

ウ 所要の貸付品、寄託品及び官給品保管倉庫並びに陸揚げ補給物品の保管倉庫を有すること。

(9) 当該機器等の検査・修理等に関し、必要な次の体制を有すること。

ア 当該機器等の検査・修理に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。

イ 当該機器等に対応した防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力を有すること。

ウ 労働法規に適合した安全管理体制を有すること。

(10) 秘密保全

秘密を取扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができること。

(11) 下請け業者への一部業務委託

本役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務内容に応じて、本項第7号から第10号の項目を満たすことを証明できること。

3 参加表明

応募する者は、別紙第2の「参加表明書」に、次の項目を証明する資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す項目について、提出するものとする。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号アからウに示す資料の提出を省略することができる。

ア 過去5年間における最新の検査・修理実績一覧表（実績がない場合は、省略可）

イ 第2項に規定する設備及び体制等を証明する書類

（設備、修理体制、修理工程、動員計画、秘密保全教育実施状況等）

ウ 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

なお、委託する業務によっては、第2項に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付すること。

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊阪神基地隊本部経理科契約係

〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町37番地

078-441-1001（内線244）

(2) 提出期間

令和元年9月25日（水）～令和4年3月31日（木）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時～午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書2部、技術資料2部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間に関わらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(6) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6 技術資料の審査

(1) 技術資料の提出者は、海上自衛隊阪神基地隊本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日）を

除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間：直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日(土、日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの分任支出負担行為担当官又は契約担当官に行うことができる。

- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
- ただし、真にやむ得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

令和元年度・2年度・3年度募集対象

番号	対象機器名等	検査	修理	校正
1	船体磁気測定装置	○	○	○

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊阪神基地隊本部経理科長 殿

(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	対象機器名等	検査	修理	校正	備考
1	船体磁気測定装置	○	○	○	

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 平成〇〇年〇〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式